

## 審議事項2 各種意見聴取の結果及びその反映について

## 【審議事項】

本審議会、パブリックコメント（パブコメ）、関係団体からの意見聴取の結果とそれに対する考え方・対応及びプラン（案）への反映について説明し、御意見を伺います。なお、審議事項1の説明部分に該当する意見については、審議事項1で説明します。（左側欄外に「審議事項1で説明」と記載）

No	種類	資料3プラン(案)のページ	意見の主旨	考え方・対応	対応前後のプラン（案）での表記
1	パブコメ	表紙	仮称だが名称は「ジェンダー平等のために制定するプラン」という目標が一目で表されており、とても良い。	● 案を評価する内容のため、プラン本文の修正等なし。	変更なし
2	パブコメ	P2	ジェンダー平等に関する計画が一つになり、わかりやすく評価できる。しかし、その分内容に漏れがないか十分に検討しなければならない。	● 案の評価及び注意喚起をする内容のため、プラン本文の修正等なし。	変更なし
3	旭川市男女共同参画審議会	P14、15	<p>基本目標Ⅱあらゆる分野でのジェンダー平等の推進にて、基本的方向に「学校教育」も入れてはどうか。学校の要素は他で入っているが、ここにも入れたら良い。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考)</p> <p>基本的方向1 働く場におけるジェンダー平等の推進</p> <p>基本的方向2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進</p> <p>基本的方向3 多様な働き方への支援</p> <p>基本的方向4 地域におけるジェンダー平等の推進</p> </div>	<p>● 基本目標Ⅱの内容は、基本的方向1～3が女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)に基づく基本計画に対応する部分であり、基本的方向4が地域の内容としており、職場・家庭・地域をもって「あらゆる分野」と表現しています。</p> <p>● 学校教育の場でのジェンダー平等の推進は言うまでもなく重要ですが、基本目標Ⅱは主に職業生活に関する目標部分であること、学校や教育に関する施策については他の施策の方向性部分にて言及していることから、基本目標Ⅱには「学校」は入れず、当初案のままいたします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(参考・学校や教育に言及している部分)</p> <p>基本目標Ⅰ-基本的方向1-施策の方向性① 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進</p> <p>基本目標Ⅲ-基本的方向1-施策の方向性① あらゆる暴力の根絶のための基板づくり</p> <p>基本目標Ⅲ-基本的方向1-施策の方向性③ 性暴力・性被害に関する啓発</p> <p>基本目標Ⅲ-基本的方向2-施策の方向性① 多様な性のあり方への理解促進の支援</p> </div>	変更なし
4	パブコメ	P21	基本目標Ⅰ-基本的方向1-施策の方向性①人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進にて、「学校教育全般を通じて、全ての人の人権が尊重され」と教育の中に「人権尊重」を明記したことは大変よい。	● 案を評価する内容のため、プラン本文の修正等なし。	変更なし

	No	種類	資料3プラン(案)のページ	意見の主旨	考え方・対応	対応前後のプラン(案)での表記
審議事項1 で説明	5	パブコメ	P22	基本目標II-基本的方向1-施策の方向性-③誰もが働きやすい就業環境の整備 にて、「セクハラ防止」に関する記述を明記すべきだ。	● <b>意見を受け修正する。</b>	※差し替え① 【修正前】就労継続やキャリア形成への支援など、男女がともに健やかに就労を継続できるような取組を実施します。  【修正後】就労継続やキャリア形成への支援、 <u>セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止</u> など、男女がともに健やかに就労を継続できるような取組を実施します。
審議事項1 で説明	6	パブコメ	P33	基本目標III-基本的方向1-施策の方向性③性暴力・性被害に関する啓発 にて、 (1)「啓発」だけでなく「防止」「救済」「支援」を明記すべきだ。  (2)「通報先や通報の意義について啓発」だけでなく、支援に取り組むことを明記すべきだ。  (3)「身体に対する暴力」だけでなく、「経済的・精神的暴力」含めるべきだ。	● (1)及び(2) 「支援」等は、「 <u>施策の方向性②DV被害者への支援体制の充実</u> 」にて整理し、啓発と支援とを分けて記載しているため、このため「 <u>施策の方向性③</u> 」の表記は当初案のままとする。 なお、意見を受けて <u>施策の方向性②の説明部文を修正</u> する。 また、プランの構成上、項目が分かれているが、啓発から支援へ繋げて取組を行うものと考えている。  ● (3) <b>意見を受け修正する。</b>	※差し替え② (1)(2) 施策の方向性②DV被害者への支援体制の充実の説明部分 【修正前】関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し支援します。 【修正後】 <u>関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し、DV被害の防止、救済及び支援に繋が</u> ります。  (3) 施策の方向性③性暴力・性被害に関する啓発の説部分 【修正前】配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。 【修正後】 <u>配偶者等から身体的・経済的・精神的暴力を受けているであろう人を発見したときの通報先や通報の意義</u> について啓発を行います。
審議事項1 で説明	7	男女共同参画団体(※)	P33	基本目標III-基本的方向1-施策の方向性③性暴力・性被害に関する啓発 にて、「暴力を受けている”だろ”人」とすべき。	● <b>意見を受け修正する</b> ※No6とまとめて修正	No6参照
	8	パブコメ	P36	「 <u>困難を抱える女性支援</u> 」を推進するための協議の場を市主導で呼びかけて欲しい。	● 協議の場については、旭川市男女共同参画団体の繋がりを活用しながら、それ以外の団体等との関わりなども考慮して今後の取組を進めていく。 ※プラン本文の修正なし。	変更なし

	No	種類	資料3プラン(案)のページ	意見の主旨	考え方・対応	対応前後のプラン(案)での表記
審議事項1 で説明	9	男女共同 参画団体 (※)	P36	基本目標Ⅲ-基本的方向3-施策の方向性②困難な不安を抱える支援体制の充実にて、「相談支援」という言葉は“相談”という支援で終わり、後は民間で対応してもらおうという意味にも見える。「相談窓口の充実から支援に向けて～」等にしてほしい。	● <b>意見を受け修正する。</b>	※差し替え③ ● 〈現状と課題〉部分 【修正前】(省略)心身の状況等に応じた相談支援の実施や適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。 【修正後】(省略)心身の状況等に応じた相談窓口体制の充実と適切な情報提供や助言を行うなどの支援を包括的に提供していく必要があります。 ● 説明部文 【修正前】(省略)困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談支援や情報提供を行います。 【修正後】(省略)困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談窓口体制の充実と支援に向けた情報提供を行います。
	10	男女共同 参画団体 (※)	P36	基本目標Ⅲ-基本的方向3 困難や不安を係る女性への支援にて、性被害やDV被害のケアをする旨があるが、旭川市としてそういった相談に乗る臨床心理士はこの人だと言えるような体制があれば助かる。	臨床心理士の体制づくりについては、関係部局と共有し今後の取組の参考とする。 ※プラン本文の修正なし。	変更なし
審議事項1 で説明	11	パブコメ	資料編 (新規追加 P45~46)	評価指標の目標値は過去の値も示し、経年変化が分かるようにすべきだ。	● プランの評価指標の値について、第二次旭川男女共同参画基本計画(令和3年)からの数値の推移を資料編に記載する。 ● なお、それ以前は当時の計画とプランとで共通する指標が少なくなるため、第二次旭川男女共同参画基本計画(令和3年)からを記載する。	※差し替え④-2 【修正前】なし 【修正後】令和3年からの数値の表を追加
	12	パブコメ	全体	そもそも日本では「男は仕事、女は家庭を守る」がしきたりであり、女が仕事をするなど論外だ。昭和初期から中期の頃は、主人が仕事から帰宅するまで、家族が食事することなどなかった。女は家事、男は仕事が日本の伝統・格式であり、施策案は断固反対だ。	● <b>家族のあり方、男女・ジェンダーのあり方については個人により様々な考えがあり尊重されるものだが、社会に性別やジェンダーを理由とした不利益や不平等がある状況は健全ではない。ジェンダー平等社会の実現をした上で、各個人や各家庭によってはそれぞれの考え方で御意見の様な役割分担をする場合もありえる</b> と考える。 そのため、ジェンダー平等への取組は推進していく必要がある。 ※プラン本文の修正なし。	変更なし

No	種類	資料3プラン(案)のページ	意見の主旨	考え方・対応	対応前後のプラン(案)での表記
13	パブコメ	全体	女性就業率、ワークライフバランスの実現、有給休暇や育児休業の取得率等は数値が上昇して、既に目標を達成した項目も有る等誰もが働きやすい環境が整備されて要る事が読み取れる。特に男性の育児休業取得率は順調に推移し、目標値を大きく上回った。学校教育全般を通じて、全ての人の人権が尊重され、一人一人が自立して個性と能力を發揮出来る様、学習内容や学習指導の充実を図る。市のホームページやSNS等を活用した広報や周知の実施と市民を対象としたセミナーや研修等に寄る啓発活動に取り組む。就労に要するスキルの習得支援と就労支援、女性の社会参画を促進するイベントや起業に関するセミナーの開催等に寄り、自発的な活動の促進を継続し、起業への気運を高めて行く。就労継続やキャリア形成への支援等、男女が友に健やかに就労を継続出来る様な取組を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見は「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」で示した内容と概ね同じであり、<b>方針に賛同いただいたもの</b>と考える。 ※プラン本文の修正なし。</li> </ul>	変更なし
14	パブコメ	全体	継続して取り組みを進め、雇用等の分野での固定的役割分担意識の解消を推進し、男女友にワークライフバランスの充実した職場環境を整えていく事が重要だ。ジェンダー平等を推進する取組をして要る市民団体等への活動支援や活動の場の提供等を実施する。正しい知識の普及に努めるとともに、高校生等若年層への啓発に更に力を入れる。女性のライフステージに応じて心身の状況の変化に対応した施策を包括的に推進する。又、望ま無い妊娠を防止し、性及び生殖に関する個人の意思を尊重出来る様意識啓発や情報提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>意見は「(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン案(骨子)」で示した内容と概ね同じであり、<b>方針に賛同いただいたもの</b>と考える。 ※プラン本文の修正なし。</li> </ul>	変更なし
15	母子生活支援施設運営事業者	ー	特になし。 プラン骨子の説明をしたが、それに対してというよりも、施策全体についての意見聴取・意見交換となった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラン本文の修正なし。</li> </ul>	変更なし

(※) 男女共同参画団体：本市が実施する男女共同参画事業への協力を得るとともに、市民団体の活動を支援し団体間におけるネットワーク形成を図ることで、団体と市が協働して男女共同参画の実現に寄与することを目的するために、男女共同参画社会の実現に資する活動を実施している団体を旭川市男女共同参画団体として登録している。令和7年度は17団体が登録。